

第307回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第307回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成26年2月21日（金）14:41～17:20
場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 国有林の間伐事業（農林水産省）
- 容器包装利用・製造等実態調査（経済産業省・農林水産省）

2. 事業評価（案）の審議

- 消費動向調査（内閣府）

3. 契約変更及び事業評価（案）の審議

- サービス産業動向調査（総務省）

4. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、宮崎専門委員

（農林水産省）

国有林野部業務課 淵上課長、田口企画官、中川企画官

（経済産業省）

産業技術環境局リサイクル推進課 林課長、影沼澤課長補佐、尾添係長、松木係員

（農林水産省）

食料産業局バイオマス循環資源課 鴨川係長

（内閣府）

経済社会総合研究所景気統計部 中垣部長、荻原専門官、松田専門職

(総務省)

統計局統計調査部経済統計課 栗田課長、山形課長補佐

(事務局)

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから「第307回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、まず農林水産省さんの「国有林の間伐事業」の実施要項（案）。

2番目に、経済産業省及び農林水産省の「容器包装利用・製造等実態調査」の実施要項（案）。

3番目に、内閣府の「消費動向調査」の事業評価（案）。

4番目に、総務省の「サービス産業動向調査」の契約変更及び事業評価（案）の審議を行います。

最初に、農林水産省さんの「国有林の間伐事業」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、農林水産省林野庁国有林野部業務課渕上課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○渕上課長 御紹介いただきました林野庁の国有林野部業務課長の渕上でございます。

昨年の9月に一度、23年度に開始した事業の評価につきまして審議をしていただきました。国有林野の間伐事業ということで、平成23年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札ということで、国有林の中にある杉やヒノキの人工林ですけれども、この人工林を間伐して搬出する、路網の整備等を合わせた複数年契約という間伐事業を導入しております。

昨年評価していただきました内容につきましては、確保されるべき対象公共サービスの質として設定された3事項につきましては、全体としておおむね適切に業務が行われており、民間競争入札を導入した一定の効果があったという評価をいただいたところでございますが、一方、その実施に当たっては入札時期の早期化を検討し、応札者数の拡大に向けたさらなる取り組みを行う必要があるといった御指摘もいただいております。

このようなことを踏まえまして、私どもは平成26年度の実施要項案を作成いたしました。本日、この実施要項案を審議いただくわけですが、昨年もお話しさせていただきましたけれども、国有林事業は昨年の4月1日から、特別会計から一般会計に移行しております。一般会計に移行した大きな政策課題として、国有林というフィールドの中だけの管理、経営ということよりも、国有林の外にある民有林も含めた日本の森林林業行政施策として、できるだけモデル的な立場に立った事業を遂行していくというのも、これは民有林の方は補助事業とか、金融税制とか、そういう誘導施策がございますけれども、私どもは直轄組織ですので、国有林という日本の森林の3分の1ぐらいあるのですけれども、この森林をなかなか事業化できなくて非常に困っております、日本の林業自体がそれをできるだけ成長産業化していきたいとか、産業化として自立させていきたいという大きな目標があって、その1つモデルとして、若干トライアル的なところも含めて積極的に進めていきたいと思っております。

昨年9月に御説明したときは、実は戦後始めて、人工林杉の丸太の価格が7,000円を切る

など、木材の価格が大暴落をした年でございます。昨年の9月ぐらいまで、それがずっと尾を引いていたのですが、昨年の10月、11月ぐらいから、今度は需要の方が、私ども需要拡大というのを林野庁でも進めているのですけれども、民間の住宅会社さん、工務店さん方だとか、国産材を使っていこうという雰囲気が少し出てまいりまして、需要の方が随分出てまいりまして、今度は私どもの国産材の方の出材より、需要の方が余りにも急激に増え、オファーが強かったということで、原木の価格が高騰して、逆にいうと昨年の11月ぐらいから今も続いているのですけれども、国産材が手に入らないとか、国産材、原木が不足するという、お話が随分出ました。そのときに話題の中で一番出たのが、1つは人手が足りないという部分です、山に木はあるのですけれども、伐採する人たちは急に切ってくれと言われても、そういう伐採する事業者の方々がいきなり増えるということができないというところで、そういった意味で労働力不足というか、担い手のところの課題が浮き彫りになっているのです。

全体的に公共事業が随分発注されていますので、昨年から公共事業が減っていく中で建築土木事業が農山村で減っていくと、かなり労働力が林業というところに少し目を向けていただいて入ってきたのですが、今回どうもどこの産業も一緒ですけれども、かなり人手不足ということで、私どもそういった意味ではこの事業も含めて魅力ある事業と事業の発注の仕方を工夫しながら、やはり事業者を育成していくという点もすごく大事なのかなと思っております。

事業自体を今後私どももっと国産材の木材を使っていく事業は増えていくと思っております、それに対する供給能力、資源は山にあるのですけれども、それを出していく担い手のところのケアというのは非常に大きな課題だと思っております、ぜひ「市場化テスト」でやっている事業の発注の仕方を成功させて広げていければいいのかなと思っておりますのでございます。

この事業をさらにいい方向に進めていきたいと私どもも思っております。そういった意味で御審議の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。詳細については、担当の方から御説明させていただきます。

○中川企画官 それでは、詳細につきまして御説明させていただきます。中川と申します。よろしくお願ひします。

初めに、民間競争入札ということで国有林の間伐事業の概要、簡単にですけれども、この事業は事業者の創意工夫を凝らした企画提案により、健全な森林の造成に向けた間伐、壊れにくく使いやすい路網と林業機械等を合理的に組み合わせた作業システムによる間伐材の搬出等を行うものであります。

国有林の間伐事業は、平均的に単年度事業ですと60haの面積を行っていますが、民間競争入札における事業は100～200ha程度の大きな事業を3カ年で一括発注しております。事業者のメリットといたしましては、複数年にわたる事業量を確保することで経営が安定するとか、創意工夫を凝らした企画提案により所有する機械に整合した使いやすく丈夫な路

網を設計、開設できるなど効率的な作業システムを構築して生産性の向上と低コスト化を図ることにより、事業者の収益性が向上すると考えております。

当事業は平成23年度から実施させていただいておりました、次年度の実施要項を作成する際には、前年度の入札結果、事業者のアンケートの意見を分析しながら、翌年度の実施要項（案）を当入札監理委員会の審議を経まして作成させていただいているところです。

なお、これまでの主な変更点につきましては、平成23年度の実施要項につきましては、公告から入札までの期間を130日間としておりました。初回入札が遅いものは11月中旬ということになっていたところです。競争性を確保するためには、通常の単年度の間伐事業と発注時期をできるだけ合わせたいということで、平成24年度の実施要項につきましては、公告から入札までの期間を30から50日程度短縮いたしました。

また、24年度の入札実施状況につきまして、民間事業者からのアンケート等を取りましたところ、一定の評価を得たものの、入札に参加しなかった方の理由を見ますと、公告から入札までの期間が長すぎるといった回答があったところです。

それを受けまして、25年度の実施要項では、公告から入札までの期間の標準的な期間を民間事業者に負担をかけない部分、発注側の事務手続の中で10日間程度短縮させていただきました。実際には25年度の公告から入札までの期間は8日間程度短縮したところです。また、25年度の入札結果につきましては、お手元の資料1－3、下の方の白抜きの数字を御覧ください。入札関係資料の候補者数及び応札者数の平均。昨年度の民間競争入札の24年度と比べまして同程度、平均的に2.2社～2.4社ということで同程度の結果となったところでございます。

なお、昨年度は初回入札で一者応札となった箇所が1カ所ありましたが、25年度入札につきましては、一者応札はありませんでした。

次に、平均落札率でございます。平均落札率は平成25年度で95.9%、昨年度が95.6%と同程度の結果となりました。通常の間伐事業の平成25年度の落札率が約91%程度と若干こちらの方が高い傾向になりました。しかしながら、複数年契約の本事業は、事業規模が大きく、予定価格積算の段階で間接費の占める割合が抑制されているということもありますので、実質的には通常の間伐事業よりは低廉な落札を達成していると考えております。

また、初回の入札で不落となった箇所は、東北森林管理局の津軽森林管理署分と関東森林管理局、塩那森林管理署の2カ所があったところでございます。

津軽森林管理署につきましては、昨年9月に当入札管理小委員会において御報告させていただきましたとおり、再度の入札においても不落となりましたので、今後の実施方向を検討させていただいて随意契約とさせていただきました。その検討の内容といたしましては、さらに再公告の入札を行うことは、東北ということもありまして積雪の多い地域であり、当年度の事業期間がとれなくなるという点と、また事業を中止することにおいて、当該箇所より生産される丸太の販売収入が25年度の国有林野事業の収入計画にも計上しておくことから、全く不実行とすることが選択できなかったということが大きな理由でござい

ました。このため、再度公告による応札者2者と協議を行いまして、そのうちの1者と契約に至ったところでございます。

塩那森林管理署につきましては、再度の入札においても不落となりましたけれども、積雪の少ない地域でありましたので3回目の公告を実施いたしまして落札することができました。なお、実施要項の見直し以外での競争性を確保する取り組みといたしまして、独自の取り組みなのですが、平成25年度の実施要項（案）のパブリック・コメントを毎年1月ごろやっているのですが、各森林管理局のホームページで実施の予定箇所とか樹種、林齢、面積、集造材等の情報を周知いたしました。その結果、参考資料を御覧ください。一番下の資料でございます。

上の1番のところですが、入札参加者というのが1のところでありまして、24年度13社38%だったところが25年度は19社6割、58%というところで増加しているところでございます。このことからホームページにより、早期に実施箇所等の予定を周知した効果があったと考えております。

一方、下の方の2番を御覧くださいませ。民間事業者のアンケートの結果を見ますと、入札に参加しなかった理由として、平成25年度も既に他の事業を確保しており、初年度の事業予定を取り組みにくいといった回答も民間事業者の割合は多数を占めているところでございます。また、企画提案書の作成が煩雑である。あるいは時間がかかるといった意見の割合も多数を占めております。しかしながら、軽々な期間の短縮や企画提案書の簡素化は、本事業が企画提案による総合評価により落札者を決定するという点から、技術を高め工夫を凝らそうとする参加者の意欲を引き出し、公平な評価をすることにも反することとなり、結局参加者にとって不利益となりかねないと考えております。

したがって、本事業の仕組みやメリット等をよく周知し理解を求めていくことが何よりも必要だと考えておりますので、この点につきまして企画提案書はそのままとさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料A-2でございます。平成26年度の実施要項（案）でございます。実施要項の見え消しがお手元にあると思います。

そのうちの20ページを御覧くださいませ。別紙1というところが平成26年度の対象箇所になっております。公共サービス改革基本方針に基づきまして、全ての森林管理局で設定させていただきました。複数の対象箇所を設定する森林管理局も拡大しているところでございます。北海道森林管理局、中部森林管理局、四国森林管理局で拡大させていただいているところでございます。

対象箇所の設定につきましては、実施要項の2ページの1の1.1の「(1)対象箇所」に記載したとおり、間伐及び間伐材を搬出するための路網整備が必要な人工林が接近しており、おおむね100~200haとなる規模を目安にしつつ、各森林管理署の現状に沿って、その地域の民間事業者や対象箇所を管轄する森林管理署での間伐事業の受注、事業者数などを勘案しながら行っているところでございます。

事業評価の対応ということで、お手元の資料A-1にございますけれども、前回の事業評価の対応ですが、先ほど業務課長からの挨拶にありまして、昨年9月に当入札監理委員会において平成23年度に開始しました事業評価を行っていただきまして、確保されるべき対象公共サービスの質は一定の効果があったとの評価をいただいたところですが、一方、実施に当たっては、入札時期の早期化を検討し、応札者数の拡大に向け、さらなる取り組みが必要であるとの御指摘をいただきました。このようなことを踏まえまして、平成26年度の実施要項（案）につきましては、競争性の向上を目指し、応札者数の拡大に向けたさらなる取り組みといたしまして、これまでは発注する森林管理署に出向き閲覧図書を手に入ることを基本としておりました。

ホームページの入札公告の際は添付資料の内容が各森林管理署等々と統一されておりましたので、今回の実施要項につきましては入札参加者が企画提案書を検討するために必要な入札説明書、閲覧図書を入札公告に添付することを実施要項（案）の8ページ、4の（1）、（2）に明記させていただきました。

あわせて、図書閲覧等の詳細な情報の入った入札公告の参考例を林野庁で作成いたしましたので、各森林管理署等に配布することと考えております。これらのことにより、遠方の民間事業者が、会社や御自宅にいながら図書を閲覧することが可能になることから、応札者数のさらなる拡大に取り組みたいと考えております。

さらに、参加希望者の皆様に現地説明を受けられる際には、箇所ごとに現地の地形や地質の状況で作業条件が異なっておりますので、入札不調を抑制するために実施要項（案）の9ページに希望者への現地の説明をより丁寧に行い、現地の詳細な状況の説明を受けていただくことを念頭に置きまして、入札される前には現地の詳細な状況の説明を受けていただきということをお願いさせていただいております。

続きまして、2、落札者を決定するための評価の基準についてですが、22ページ別紙3の必須項目にあります評価基準、工程管理の適切性というところと、23ページの加点項目にあります評価基準、工程管理が同じ様式8によって配点をしていたところがございます。このため、様式8を記載する際に上段のマス目の必須項目と最下段の加点項目との違いが分かりづらいというような御指摘をいただきまして、様式8において加点項目としております年度別数量計画等についての提案欄というのが下の段になりますけれども、その記載例を「年度別数量計画と進行管理」から、「年度別数量計画を踏まえた進行管理」ということで修文することとさせていただきまして、必須項目と加点項目を明確化したところがございます。

また、23ページの企業の実績の同種事業の実績につきましては、これまでは0点の配点、上から国有林の実績がある4点、国有林以外での元請け実績、国有林の下請け実績が2点。実績がないが0点としていたところですが、当事業は同種事業の実績がないと入札に参加できないということが基本となっておりますので、今回、実績がないということをここで書きますと分かりづらいということもありまして修文をさせていただいております。

ろでございます。

なお、同様に24ページの配置予定技術者等の能力につきましても、配置予定技術者の実績がないということは事業ができないということになりますので、同様に「上記以外の実績」ということで修文をさせていただいているところでございます。

なお、実施要項（案）の25ページからが別紙4になりますが、従来の実施状況に関する情報を掲載しております。そのうち24年度に導入いたしました本事業にかかわる情報につきましては、30ページから追加掲載しております。大きな変更点といたしましては以上でございます。

また、26年度の国有林事業における民間競争入札の実施要項（案）につきまして、1月21日～2月3日までの間、ホームページにてパブリック・コメントを行いました。寄せられた御意見はございませんでした。説明は以上で終わります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等あるいは御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○井熊副主査 いろいろと事業の質を高めるということで工夫されているのかなとは思いますが。あともう一つ、冒頭に課長が申された日本の広い意味で林業の産業としての施策を進めていくのだというようなことと、国産材に対するブームが来て、その供給力というか、そういうものを上げていくのだということで、事業者の育成の観点を入れているということは大変重要な観点かなと思います。

ただ、率直に申し上げて、課長の言われた非常に高い目線に対して、この内容はまだ改善の余地があるかなと思っていまして、一言で申せば、私の目からやや閉鎖的に見えるかなという感じがします。例えば共同事業での入札に関しても、共同事業者に対して、例えば供給力を上げようとするれば、今の林業事業者だけではなくて、ほかの業界からも入ってこられるようにしていかないと供給力は上がっていかないわけですね。当然産業が栄えるということは産業間の移動が起こることですから、そうした場合には、ほかのものもそうなのですけれども、JVを組んだときには、頭をとる人は完全な実績を求めるけれども、そうではない人に関しては、実績の面で例えば林野庁の実績があるとかないとかというようなところはなるべく軽減してあげてグループとして満たせばいいのだというような形になっているのが、ほかの事業では大体そうなので、そこら辺の観点などにもっと取り組んだ方がいいのかなと思うのと、あとやはり評価の中も例えば実績なども事業に関する表彰の実績とか、割と林業の閉じられた世界の中での実績がすごく多くて、既存の事業者が強くなるという傾向が強い感じがするわけです。

その意味では、創意工夫ですとか、むしろいろんな人を取り込んでいるとか、そういう事業の産業の拡大としての観点をもう少し含まれた方が当初言われた御趣旨に沿うのではないかと思います。

あと落札率については99とかというところが非常に多いので、この辺は価格設定の問題。産業を伸ばすのであれば、価格設定を余りぎりぎり縛るよりは、むしろ生産性を上げていくという方が正しいのかなと思います。そういうところも踏まえて価格設定のあり方を見返してもいいかなと。

もう一つ気になるのは、何点もあって大変恐縮なのですが、民間事業者の反応を捉えているのは大変いいことかなと思っております。ただ、このときに企画書の提案負担というのはほかの事業とも行われて、これは事業者の参画を減じてしまうのです。企業の中では提案負担が多いというのは担当者にとってリスクになるわけです。負担が多くて人をいっぱい使って応札して失注すると責任問題、負担が多ければ多いほど増えるということなので、ここは真摯に対応して、私は評価項目をもっと削っていくことを考えた方がよろしいのではないかなと。概して、省庁のやっている総合評価は、自治体がやっている総合評価に比べると評価項目は多過ぎるのです。

評価項目が多いとか様式が多過ぎると民間に負担になっていくので、やはり事業者を育成しようと思うのであれば、もっと太い項目を評価していった方が事業者負担などは減っていく。これは真摯に取り組まないとしても事業者は減ってってしまうのでそこは検討された方がいいのかなと思います。

以上です。

○ 淵上課長 今の委員の御意見、本当にごもつともだと思っております。

私どもの産業のことを余り言いたくはないのですが、恐ろしいほどに日本の林業の山の方の産業形態が、時代が止まっているというぐらい現状ではかなり旧態依然の産業形態になっております。林業で今人工林資源が育ってきて、林業として成立しているのは、実はヨーロッパでドイツだとかオーストリアだとかフィンランドだとか、そういった人件費の高いところの方が、日本まで輸出してくるというぐらい産業化されている。それはどういうことかということ、製材工場や製紙工場も含めて、木質資源を、作って使う、システムができているのですが、木材を伐採して搬出するというところについても、ヨーロッパとは雲泥の差のように機械化や労働者の条件が、時代が全然違うぐらい現実には違っております。

林業専用の機械がヨーロッパの方ではできていまして、その方々は特にヨーロッパの場合は技能者を育成する部分もかなりあるということで、高学歴の方々が伐採系の方々の機械に乗るのに3分の1ぐらいコンピュータの勉強をして、3分の1は機械の動かし方の練習をする。あとの3分の1は安全教育をやるといったようなのをやるぐらい、若い人たちが手を挙げれば、子供たちが就職したいような職業になっているのです。

残念ながら日本の場合には、そういう専用機械のマーケットがすごく縮んでしまっているので、農業機械のマーケットも100分の1ぐらいしかないので、機械メーカーが全然林業機械というのをつくろうとしてなくて、今、建設機械、平地で使っている機械を山に持って行って、頭のヘッドというのですか、その部分だけ輸入してきたものを使ってやっ

るのですが、非常に劣悪な環境というか、吹きさらしの中でやっておったり、どうしても事業体というか、一人親方に近いような方々がこの中でも、私ども請負を出しているところも一人親方だとか家族経営だとか、かなりそういった企業系にまだまだなっていない部分が多くて、私どもは何とかそれを先生のお話があるように、もう少し他の産業と流動化できるようにできないかと。先ほど申し上げましたけれども、公共事業がすごく減ったときに、土木工事、建設工事と機械運転のところだけは共通する部分があったので、そういったところで建設業の方を何とか一生懸命伐採業の方に入ってきてもらいたいということですので取り組んできております。

やはり他産業の方から入ってきてもらうということがすごく大事ですけれども、それを一生懸命やりました。それは農山村に仕事がなくなって働き場所がなくなって、やはりそれではどうにもならないということで山の仕事に行っているというのが実態で、私どもがもう少し魅力的なことをやっていったりしないといけないのですが、こういうふうに公共事業がちょっと増えるだけですと戻っていく。

それは、1つには非常に労働強度というものすごい安全性の問題として、他産業に比べて死亡の率が高かったり、重大災害の率がいまだに高いわけです。それは機械化が進んでいないという部分があるのですが、機械化がやりにくいという部分も実はございまして、そういった意味でいかにそういった方々を若い方々、後継者が入ってくれるような事業にするかというのが本当の一番の課題なのですけれども、お話がありましたように、他の業種の方々を広く門戸を広げて入れたくてしょうがないことは確かなのです。

ところが、とてもではないけれども、そういった方々で入ってこられるというか、今のよう状況ではなかなか他業種から入ってくるには危険だとか、かなり3K5Kとかそういったところを取っ払ってあげる、いろんなことをやってあげないといけないということで、そういったところもやってきていきたいと思っていますし、今お話がありました御提案していただきましたところも含めて検討していきたいと思うのですが、御指摘の部分とほかの産業だったらそんな感じかなと思うのですけれども、余りにも類似の産業、業態がないというか、非常にかけ離れていて、私もそこが一番大きな問題ではあるとは思っているのですけれども、そこをもう一つ先に進めていくところがなかなかできていないというところがすごく厳しいのかなと思っています。

そういった意味で、9月のときにもお話しさせていただいたのですけれども、やはり後継者が入ってくるような産業体にするためには、とにかくきちっと企業経営の観点のない中で何となく作業をやっている方はいまだに多いのです。だから、生産性が全然分かっていない方々も実はいらっしゃって、私どもこの事業の中で例えば表彰みたいなものでコンクールとかやるのです。コンクールで優秀な間伐をやった人たちに対してコンクールして表彰する。そのときの課題として、生産性をちゃんと図ってくださいということをするのですけれども、そういった生産性のところの工程を図っていくなどということをやっている人たちは非常に少ないのです。

私たちはそういった他産業にまでいきなりやるというのは難しいのですが、できるだけ他産業に近い、先ほどお話がありましたように、他産業から入ってこられるぐらいのレベルの融通が効くぐらいの人たちに育ってもらわないといけないし、こちらからも出ていけるぐらいのものにしないといけないし、やはり入ってこられるだけの安全度合いだとか、機械化だとか、そういったところ。あと収益性の確保みたいなのところも含めてやっていただかないといけないということと、事業量というのはなかなか明確に出てこないで、雇用をなかなかしたくないというのが事業主にすごくあって、これは公共事業も一緒だと思うのですが、今年だけあってとか、来年だけあっても雇用をでは何人増やすのだというのはとてもではないけれども、今非常にできないというところがあって、私もそのあたりは国有林野事業としてはできるだけ長期のスパンで、できるだけ事業を中長期的な見通しを出してあげられないかということも考えていきたいと思っております。

ストレートなお答えになっていないかもしれませんが。申しわけありません。

○宮崎専門委員　そういう意味で確認も含めてなのですが、過去の落札の状況だけ見ると、何かしらの効果があって積算があって価格等を設定されていると思うのですが、予定価格に対して不落であったり結構落札率は高いわけですから、例えば林野庁さんのお考えも、やり方の実施方法の工法であったりということ、恐らく取り組まれる、参加される方が思っているイメージのやり方の中に情報の格差があるのではないかという気がしていて、逆に言うと、いいやり方を提案してもらおうという提案書で負担してもらおうのは、それはそれなのですが、想定されているモデル工法であったりやり方みたいなものはもっと情報開示していただいた上で、これをベースにこういうふうにやれば統一的にできるのですよというものは入れた上で、それをベースにした上でさらに工夫できるのであれば何か書いてくださいというので、逆に事業者を育成する観点であればもっとここをやればうまくできますという情報があるのであれば、もしくは安くできるという予定価格を積算した根拠があるであれば、そこはこの要項でなくてもいいのですが、必要であれば閲覧させますよと資料の中に情報を入れていって、その辺がうまく取り組みやすいようにという、その情報格差があるのではないかというのが気になるころなので、そこは何か工夫できる余地はありますか。

○淵上課長　これは本当におっしゃるとおりで、情報の格差は9月のときもお話したのですが、低地の仕事でないので山の中の仕事でよその仕事を見に行くことはほとんどないのです。人の仕事を見たことがないので、その発展性が非常に弱いというか、だから、先ほど言いましたようにコンクールだとかでいい事例みたいなものを出して行って、それをペーパーにしたりして業界の方々にお知らせするだとか、現地検討会みたいなものを現地で模範的なやり方を、いいことをやっていたりしているモデル的なことをやっていたりしている事業の事業実施状況を見ていただくとか、そういった取り組みというのも実は国有林で積極的にやっていってございまして、民間だととてもではないけれども、人に見せる時間がないとか、見に来てもらう人たちも時間がないとかというのはあるのですけ

れども、そういった取り組みをさせていただいていますし、今お話がありましたように、そういったところをもう少し含めて情報開示というか、もっともっとPRというか普及すべきだと思っています。

やはり落札率が高かったり、競争が働きにくいという感じは確かにしています。特に今年というか、今年度は実は私どもの生産の入札で木材を出してくれという要望がすごく強くて、国有林からもちろんと予定どおり出してくださいという話が製材とか住宅業界から随分出たのですが、伐採する契約が不調だとか不落がすごく多くて、入札に来てくれないとか、実はかなり全体的に人手不足といったところで苦しい部分があったのかなというのと、建設業者の方々と同じぐらいの数がないもので、エリアの中に例えば50km圏内とか100km圏内の中にどれぐらい事業者の方がいらっしゃるかというと、非常にわずかしかないので、そういったところの競争原理というのは実はすごく弱いのかなと。もう少しそのあたりが事業者の数が増えていきなりしていくようなこともやっていかないと、なかなか競争原理が働きにくいのかなと思っています。

できるだけ情報をどんどん開示というかオープン化していきたいなど。実はこの入札、複数年契約の「市場化テスト」のこういった取り組みをやっているということを知りていない方もまだまだ随分いらっしゃるって、私たちがそういったところをもっと積極的にPRしていきたいと思っています。

○石堂主査 よろしいですか。林業を今後どうやっていくか、その中でどう競争性を高めるかということについては、意外と林野庁さんと我々委員の間で意見が一致しているような部分がありながら、それは非常に中長期的な感じで見えていかざるを得ないのかなということではないかなとお聞きしていました。

今回、先ほど井熊先生からもありましたように、評価などのところでもう少し言ってみれば林野色を薄めた方がいいのではないかというようなお話がございましたけれども、今回、個別の案件として間伐事業について若干手を加える方向で考えられますか。それとも今回はこれで行きたいという感じでありましょか。

○田口企画官 今回はこれで行きたいと思っています。具体的な現場などで先ほどお話のありました情報の開示について、箇所ごとにどのぐらいの伐倒、木を倒す量がありますかとか、丸太にして生産する分がどれだけありますかという情報の開示の仕方に各森林管理局で若干差があったものですから、先ほど中川から説明したように、これは各森林管理局統一して個々の現場の状況をしっかりとお伝えすることについて現場段階の指導を徹底していきたいと思っていますし、事業者の方にも、しっかりと我々も説明するのでその説明を聞いて提案してくださいということを書き込むこととしたところです。こうした取組をさらに拡大していきたいと思えます。

○石堂主査 あと業者さんの方の事業の安定性というところから言ったら、それは複数年契約というPRをしっかりといただくあたりが結構重要なかなと思えます。

それでは、本実施要項につきましては、このくらいにしたいと思えます。

事務局、何かありますか。

○事務局 特に問題ございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料については、主査である私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、意見交換をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、各委員の先生におかれましては、本日質問できなかった事項等がございましたら事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（農林水産省林野庁関係者退室）

（経済産業省、農林水産省関係者入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、経済産業省及び農林水産省の「容器包装利用・製造等実態調査」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、林課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。よろしくお願いします。

○林課長 本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

容器包装リサイクル法の事業の概要を私の方から申し上げて、その後に担当の方から詳細を御説明させていただきたいと思います。

御存じかとは思いますが、容器包装は家庭から出る容器包装の廃棄物、アルミ缶とかペットボトル、それからプラスチックの容器とか、そういった容器包装に関しましては、一廃処分場の容量の制約があるものですから、できるだけこれを減らすべきだということで、10年強前にそれが基本的にリサイクルをすべきだというようなことで法律がつくられまして、ついては自治体のごみを収集いたしまして、容器をつくっているメーカーとかそれに飲料を入れたりする飲料メーカー、それを販売する小売、そういった方々にリサイクルのための義務を課しまして、その義務を課された方々が本来は何らかの形にリサイクルをするという義務を課しているのですけれども、そのリサイクルが現実には一旦自分の手元を離れて消費者に広くいってしまいますので、理念はそうなのですが、義務としてはそうなのですが、簡単にはいかないということで、基本的にそれを集めたごみを入札にかけまして、いわゆるリサイクラーと今言われているのですけれども、リサイクルを実際に行う別の方です。リサイクルをする方々に入札をしてリサイクルをしてもらう。そのときに当然通常は廃棄物から有用なものにするというのはそれなりにコストが

かかるものですから、そのコストを義務者であるメーカーや小売に負担をさせるというメカニズムで容器包装のリサイクルを進めております。

若干この場から外れますけれども、これまで相当の容器包装のリサイクルが進み、かつ消費者の方々の理解が進み、非常に大がかりなシステムと大がかりなお金を使っているのですけれども、一定の成果を上げてきたと言われております。

ただ、5年に一度程度、法律の中身を点検しております、今回2回目の点検作業をやっているところでございます。今回の調査につきましては、その法律を結局メーカーの方々や小売の方々に資金を負担してもらうというときのやり方につきまして、法律上は実際にはペットボトルについてもいろんな方々がつくって、どのぐらい自分にリサイクル義務がかかるのかということについては、はっきり現実のデータを持っていないわけでありまして。

例えば自治体が集めてリサイクルに回るものもあれば、自治体がみずから独自に処理をする。時に輸出をされていると言われたりするのですけれども、そういった外に出ていくものもございまして、はたまた自治体によっては燃やしてしまう。リサイクルは結果としてはされないというものもございまして。そういったものを国が調査をして、どのメーカーが幾ら、どの量、リサイクルをするということを結果として告示するというシステムになっております。

したがって、この容器包装の法律を実行してリサイクルを進めていくために、最も肝心の資金の負担の関係をここで決めて、国が決めるためにこの調査が全体のベースとなっているという調査でございます。

なお、この法律は5省庁で共管しているのですけれども、実際には私どものところと農林水産省の方で担当させていただきながら、他省庁と連携してやっていくというやり方でその運用をしております。

私の方からは以上で、詳細はお願いします。

○影沼澤課長補佐 リサイクル推進課の影沼澤です。本日はよろしく申し上げます。

私の方から、入札実施要項（案）の御説明をさせていただきますが、本事業は、平成25年度から開始をいたしまして、この3月までに事業を実施しておるところでございまして、まだ評価の方が行われていないという状況ではあるのですが、現時点でサービスの質等が確保されていくかということは内閣府さんの方からも御指摘がありましたので、まず口頭になりますけれども、そちらの実施状況について私の方から御報告をいたします。

まず、1点目、サービスの質が確保なされているかということでございますけれども、内容は実施要項の中でも御説明いたしますけれども、本調査におきましては、確保されるべきサービスの質につきましては、今、実施要項で定めておりますけれども、例えば目標有効回答率というものがあり、こちらは過去5年間の回収実績値の平均から定めており、平成25年度につきましても基準日であります算定関係資料の最終セット時点というのを9月下旬に設けていますが、その時点の回収率というのは目標回収率を上回っております、質の確保がなされているということを御報告させていただきます。

また、御指摘のありました経費が節減できているかということですが、今年度、平成25年度の経費は4,200万円となっております。これは前年、平成24年度は4,567万円でしたから、約360万円以上、率にして約8%の経費節減というものを図ることができました。

続きまして、競争性が確保されているかということですが、本公共サービス改革の対象前の平成24年度では一者応札という結果ではございましたけれども、それが25年度につきましては、入札説明会の時点には5者の参加がありまして、最終的には応札者が2者ございました。これによって競争性は確保することができました。

民間事業者が創意工夫をしてやっているかという点の御指摘でございます。今年度業務を請け負っております事業者につきましては、一例といたしまして、例えば調査票を回収するときに必要な箇所が記入されていない、未記入の箇所がある場合には、調査客体にエラーチェックの照会というのを行って、調査票の記載内容が有効となるように、個別に対応をする必要があるのですが、その際には、最終的な調査結果への影響が大きいと考えられる規模の大きな調査客体、大規模な企業の方に対して、その照会をして優先して行えるように、回収された調査票の数量に応じて、その重要度の高い、中くらい、低いという3段階のレベル分けをし、照会が滞留することなく効率的、迅速に処理を行えるように、独自の創意工夫を行っております。

このほかにも調査客体の業態によって照会時間、電話での対応など、例えば農家の方というのは昼間留守にしている時間が多いので、その方には夕方に電話を行うというような工夫を行っております。

以上、実施要項に入る前に私の方から説明をさせていただきました。

続きまして、資料でございます平成26年度の実施要項（案）について説明させていただきます。あと時間が本日限られておりますので、私の方からポイントを幾つか絞って御説明いたします。あらかじめ御了承を願います。

○石堂主査 よろしく申し上げます。

○影沼澤課長補佐 まず1ページ目、1ポツには事業の概要というものを記載させていただいております。

最初の前段でございますけれども、こちらは先ほど林から御説明した内容となっております。1ポツの2段目、こちらの後半部分に記載してありますが、本統計調査につきましては、経済産業省と農林水産省が共同で実施している調査でございます。

「（1）調査の対象」ですけれども、これは容器包装の利用・製造している可能性がある業者としてこちらに記載されておる製造業、卸売業というのが調査の対象になっております。

「（2）調査の規模」ですが、こちらは約4万事業者となっております。詳細につきましては、添付資料2というのが28ページにございますが、こちらの方は時間の関係で後ほど御覧いただきたいのですが、調査対象ですが、次年度調査の調査客体というのを抽出するまでが事業内容となっております。平成25年度事業が3月末日までとなっておりますので、

26年度調査の調査客体の抽出が現時点で完了しておりません。したがって、添付資料2には参考資料といたしまして平成25年度調査の調査客体を掲載していますが、こちらは26年度調査の調査客体につきましては、今度予定しております入札説明会の際にお示ししたいと考えておるところでございます。

「(3) 調査の時期」ですけれども、こちらは記載のとおりです。例年、こちらの記載された時期に調査を実施しております。

「(4) 調査事項」でございます。こちらにつきましても記載をさせていただいているとおりでございます。調査事項は調査票という形で調査の対象者に送付することになりますが、この調査票につきましても入札説明会で来られた方に御提示する予定です。

「(5) 調査の方法等」ですけれども、本調査につきましては、調査票を郵送いたしまして、郵送及びフリーダイヤルのFAX回収によって調査票を回収しています。

この方法につきましてもこちらの記載されているとおりです。

7ページ中段の(2)のところを御覧ください。こちらにサービスの質の設定というものに記載させていただいております。こちらに記載されております①のスケジュールの遵守、②のマニュアルによる対応等につきましては、民間事業者からの報告と納入物件により経済産業省と農林水産省でモニタリングすることとしております。このうち③の目標有効回答率ですが、これは先ほども述べましたが、平成26年度調査では集計締め切りとなります9月中旬時点における有効回答率が企業規模別に平成20年度から24年度までの5年間の実績値の平均を上回るということを目指しております。なお、目標を下回った場合には、要因分析と必要な改善策というものを講ずることとしております。

続きまして、入札のスケジュールについて御説明をします。

資料の9ページ一番上、5ポツの(1)を御覧ください。平成26年度の事業につきましては、この3月中旬に入札公告を行い、記載されているスケジュールの最後4月下旬の契約締結というものを予定しております。ちなみに、今年度25年度は、昨年5月1日に入札公告を行い、6月18日に契約締結をしています。平成26年度は事業開始というものを今年度に比べて2カ月前倒し、業務スケジュールには余裕を設けております。事業の終了年につきましては同じく年度末3月31日を予定しております。

なお、入札公告から入札書等の提出期限、④までの期間ですけれども、実は昨年、この小委員会での御指摘を踏まえまして、当初、1カ月を切る予定だったものを1カ月の期間を確保いたしました。26年度につきましても、この1カ月を確保いたしております。

続きまして、評価の時期について説明をいたします。資料16ページの後半に10ポツ、評価に関する事項というところがございます。26年度実施状況につきましては、本事業の評価の時期というものを平成27年6月以降、予定しております。平成27年3月末時点、これが事業の終了時点になりますけれども、その実施状況について調査を行うこととします。

続きまして、評価項目について御説明いたします。資料のページが後ろになりますけれども、94ページのところに別紙1として評価項目というものがございます。ページの書き

方が横向きになっているかと思えます。

こちらでございますけれども、本事業と申しますのが、これまでの民間委託で実施しております一般競争入札の総合評価方式によって落札者を決定しております。平成26年度事業につきましても総合評価方式で落札者を決定いたします。評価項目については、今年度と大きな変更はございません。

また、競争参加者を増やすために、昨年ですけれども、2ポツの2のところに組織の専門性、実績、資格というところがございまして、ここは従来、基礎点の設定があったため、なかなか実績がなければ参加ができないと見えていたのですけれども、本公共サービス改革の対象となりました昨年25年度からは、加点項目のみ改めております。

このほかに全体といたしまして創意工夫を求める項目ということで、例えばこちらの3ポツ、4のところの調査票の回収、審査、疑義照会あるいは3ポツ5の督促等のところにも項目がありますけれども、創意工夫を凝らした提案であるかどうかといったところをより重点を置いて評価を行っております。

実施要項の説明については以上でございますが、もう一つ、資料B-3にパブリック・コメントの結果がございます。

パブリック・コメントですけれども、平成26年1月31日～2月13日までの14日間、意見募集を行いました。本パブリック・コメントの対象となる意見につきましては、4者5件の意見をいただきました。

本実施要項（案）です。修正が必要となる質問というものはございませんでしたけれども、例えば実施要項（案）の意見といたしましてナンバー4というものができております。こちらにつきましては、実施要項の2ページ、2ポツの（1）④、に業務遂行の方法についての提案の中で電子化というものを受け付けるということをつけ加えるべきではないかという御意見を頂戴しています。

これにつきまして、この実施要項（案）でお示ししている業務内容というのは最低限の要求要件としてございまして、その調査票の回収、督促の業務につきましては、民間事業者の方の創意工夫をというものを求めてございまして、そちらを重点的に評価したいと思っております。当然このような電子化という御提案があった場合には、そのような実施方法も可能といたしております。こちらは今回答（案）でございます。

、私からの説明は以上でございます。

○石堂主査 御説明ありがとうございました。

それでは、各委員、何かございましたらよろしく申し上げます。

どうぞ。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。教えてほしいところがあって、99ページところに、実際の実施に要した人員というのがあるのですが、外注の有無というところでも、いろんな受託者が業務を外注しているのですけれども、これは直接の受託者と外注との構成比率はどのくらいになるイメージなんですか。

○石堂主査 要するに、受注者が自分でどこまでやっているかですね。丸投げということはないのでしょうかけれども、どのぐらいの実力がある業者が受けているかということですね。

○井熊副主査 そういうのは容り法の専門知識というのはどのくらい必要であろうと思われる事業者が発注をされて、ただ、実際にやっていることは調査票の回収とか、ある意味どこにでもある統計調査の非常に実務的な業務なのですけれども、その容り法の専門的なというのがなければ、望む方も小さい比率であれば、そこを割り切って調査の情報の収集とデータのインプットということだけに絞ってしまえばもっと下がるかもしれない。それから参加者ももっと増えるかもしれないというところがあってお聞きしたのです。

○石堂主査 数字が今ございませんか。

○林課長 御指摘の趣旨はそのとおりだと思いますし、私も全く同感でございますので、数字をお届けできなくて申しわけございませんけれども、比率が高かろうが、低かろうが、定型的なところに関して対応は当然可能でありますし、競争によってむしろ費用削減は担保されるので、競争性を増すためにもそのところをきっちりやりたいと思っております。

○宮崎専門委員 同じ意見なのですけれども、業務は要は実態のデータを使うという調査票のいわゆる調査集計業務と、出たデータをもとに義務量を計算するというのは法律に基づいた行政事務みたいなものと抱き合わせになっていると思っております。後半の行政事務みたいなものは法律に基づく計算ですから、民間の創意工夫を求めるといっても法律に基づく計算なので、創意工夫しようがないはずだと思っております、それを逆に抱き合わせで入れると、その知識がある業者しか参加不能になってしまいますので、そういう意味で競争性を阻害しているのではないかという懸念があって、逆に言うと、仮に民間の業者さんがやったとしても法律の話ですので、そこは引き取った後、主務省所管でまたチェックするのであれば、その後半の義務量計算を民間に外出しして委託する意味が本当にあるのかなという気がしてまして、逆に言うと、実態の現状の実データをとる業務と後ろの義務量を計算するものは分けるともっと参加できる業者が増えて、後半は創意工夫しようがないはずなのです。法律に基づいた計算ですからね。それを抜けばもっと安くできるかもしれないし、もっと競争性のある業務になるのではないかというところで、突然今年からというわけにはいかないのかもしれないのですけれども、長期的に取り組んでいく上ではぜひ検討いただければという気がいたします。

○石堂主査 いかがですか。

○松木係員 経済産業省リサイクル推進課の松木と申します。

今の義務量計算のお話なのですけれども、作業内容としては、この調査の結果と、あともう一つ、環境省がやっている調査の結果を平均して、さらにそれをまた昨年度の結果と平均するという、ある程度定型化した業務ではあるのですけれども、御指摘の趣旨も踏まえまして、今年からすぐというのはいかつかもかもしれませんが、今後の検討課題として踏ま

えて検討していきたいと思います。

○石堂主査 いかがですか。

○関根専門委員 先ほど話に出たところに関連して、外注の使用方法の話ですが、どの程度の量を使っているかということとあわせて、どのような形で使用しているのかという点もわかるとよいかと思います。調査項目の表を見ますと、単純作業やボリュームがあるものは、外注を使用するような形になっているのではないかと思います。というのは、ボリュームから比較すると委託先の担当人数はそれほど多くなく、各項目で3人から4人、5人となっています。おそらく、専任ではないでしょうから、監督業務を行っているように思います。そういう観点から分かるような形でまとめていただくと分かりやすいかなと思っています。

○石堂主査 いかがですか。

○林課長 おっしゃるとおりだと思います。

○関根委員 出せる範囲で出していただくと、どのようなことを行うかというイメージが湧きやすいかと思いますので。

○林課長 データを出すのは可能ですよね。

○松木係員 そうですね。先ほどの工数の話に近いと思いますので、それとあわせて検討させていただきたいと思います。

○石堂主査 今の部分は開示のやり方を若干変えます。

○松木係員 今年の実施要項からということですか。

○石堂主査 ですから、今の趣旨に沿って、何ページでしたか。

○関根専門委員 99ページです。

○石堂主査 99ページ。

○松木係員 まだ年度末まで事業が続いておりますので、なかなか今年の実績を今すぐに反映というのは難しいと思いますけれども、例えば翌年度以降の実施要項からは、そういった開示方式に改めてということについては検討させていただければと思います。

○石堂主査 分かりました。私が1つ今回全体の流れでやむを得ないということもまだ24年度を始めてまだ評価が出ないうちにスタートさせるということで、大体順調にしているというお話はあったのですが、評価した結果、今、26年4月から走らせた事業にこういう変更を加えるべきだという場合にそれをどう取り込むかという、その仕組みをこの要項の中に、あるいは仕様書の中にどう書いてあるのかというところが気になるのです。それが取り込めるようになっていないのであれば、そこのところは取り込めるように修正していただく必要があるかなと思うのです。そこはいかがなのですか。

今、もう既にそういう仕組みはビルトインされているのか。それとも、今、見たところは順調だから、25年のとおりで基本的には要項でスタートして、それはある意味では変えないという感じでいってしまうのか。

○林課長 可能な範囲で当然やりたいと思っていますけれども、去年は6月ぐらいから始

めて短期間の事業となってしまった側面がありまして、6月に契約いたしまして、もう9月には全部まとまっていなければならない。そうすると、単純作業にしても慣れた人でなければやりにくかったかもしれないと見えるところがございまして、その反省もあって4月というところがございます。

かつ、説明の時間、応募の期間は少し長めをとることなので、確かに評価をしてからの方が望ましいのですけれども、その辺を実質のことを優先させていただきました。

○石堂主査 そういう意味ではなくて、要するに相手のある話ですから、評価を受けてここをこう変えるべきだと言っても、もう契約はでき上がっている、その契約の中に、評価を見た上で必要な変更をするということが盛り込んでありますかという趣旨なのです。盛り込んでないのであれば盛り込んだ方がいいと私は思うけれども、いかがですかということです。それとも前に出たのと一緒に、それはその次に反映させるということで行こうとされるのかと思うのです。

これは単年度でしたよね。

○林課長 そうです。

○石堂主査 ですから、評価が6月ごろ出て変えてやるのか、それともその次に反映させるお考えか、という聞き方がよかったのかもしれませんが。

○林課長 きょうの御議論を受けた御指摘に関しては、私自身も非常に全くそのとおりでと思う話だったのですが、今年度の評価からはなかなかそこまでの内容は出てこないかもしれません。調査を2つに切り離すとか、例えば単純なところと、そうでないところというようにですが、評価をきちんとした上でさらにきょういただいたお話を踏まえて、1年後にもう少し抜本的な変更ができないか、きちんと検討して来年度の事業できちっとしたいと考えます。

○石堂主査 分かりました。どうぞ。

○井熊副主査 容り法もできて随分時間もたっているので、初めのときには法律の趣旨とか、多分省庁とのいろんなやりとりもあるので専門的な知識が必要だと思うのですけれども、相当定型化して、ある程度フォーミュラーを与えれば誰でもできるという世界になってくれば、やはり業務用コストを下げていくということだと思います。そういう時期なのかなというところもあるので、もしそうだとすれば、今年度の業務の中にそういう基盤となるようなものをある程度やってもらって、それを次の年に反映させていくとか、そういうこともお考えになってやるとよろしいかなと思います。

○林課長 分かりました。変えられるものとはにかくどんどん変えていこうと思います。ただ、最初に入札公告した資料がいろいろ変わっていってしまうといろいろ問題もありますものから。

○石堂主査 やりながら考えて。

○林課長 やるものはきちんと反映させていただきたいと思います。御趣旨は全くそのとおりだと思います。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 先生の方からの御指摘というのは、外注の工数のほか、人数の関係。先生方に資料を送付して確認していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、主査である私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。先ほどの質問の件は各委員にお知らせしていただく。

（「異議なし」と声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきます。

また、委員の先生方におかれましても、本日質問できなかった事項等ございましたら、事務局にお申しつけください。

本日はどうもありがとうございました。

（経済産業省、農林水産省関係者退室）

（内閣府関係者入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、内閣府の「消費動向調査」の事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、内閣府経済社会総合研究所景気統計部中垣部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中垣部長 本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。今、御紹介いただきました景気統計部の中垣でございます。

本日は、当部の所管いたします「消費動向調査」の平成24年度の実施状況につきまして、お手元の資料3に沿って説明させていただきますが、その前に2点ほど前置きをさせていただきます。まず、本調査は平成22年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施しておりまして、実施状況を毎年度当小委員会に御報告させていただいております。このため、本日の説明は昨年度と若干重複する部分がございます。

2点目といたしまして、本調査の概要を簡単に説明させていただきます。お手元にお配りしたような青い報告書が毎月のアウトプットでございます。

1枚おめくりいただきまして1ページを御覧いただきますと、これが平成24年度の調査の概要です。

まず、本調査の目的は、今後の暮らし向きの見通しなど、消費者の意識を把握するものでございます。

続けて調査対象世帯数は、2の3行目にありますとおり、6,720世帯でございます。

次に調査機関としては、内閣府が所管し、平成24年度まで社団法人、平成25年度からは一般社団法人になっておりますが、新情報センターに委託しております。

また、調査の方法ですが、毎月1回、訪問留置調査法で行ってまいりました。一度調査員が調査世帯に調査票を配りに伺って、それをまた回収しに伺うというかたちで実施してまいりました。

続けて調査事項でございますが、消費者の意識、物価の見通し等、ここに書かれているようなことを尋ねております。

ちなみに、2枚おめくりいただきまして5ページ目の第1図に、消費者態度指数の推移がございます。要は消費者のマインドがどのような状態にあるのかというのを、このように長い時系列で調査しておるものでございます。

例えば、平成25年3月、すなわち去年の3月が平成24年度の最後になるわけですがけれども、昨年があげて1、2、3月と消費者マインドが非常に大きく上がっていたということが、ここから分かるというものでございます。

本調査につきまして、調査の実施状況を、当初申し上げました資料3に基づきまして説明させていただきます。

ローマ数字で幾つかのセクションに分かれておりまして、1ページ目が「事業の概要」でございます。

続けて、「確保すべき質の達成状況と評価」で、適切な調査の質が確保されたかといったことを述べた後、次のセクションで実施の経費についての状況と評価、さらにどのように事業を実施したのかということの説明し、最後に全体のまとめという流れになっております。

まず、「1. 事業内容」でございます。

事業の内容につきましては、「消費動向調査」における、この報告書の作成に至るまでの一連の業務のうち、集計に係るところまでを委託してございます。この事業内容に加え、なお書きにございますとおり、平成24年度については毎年度と比べまして若干イレギュラーなことがございます。すなわち平成25年度、具体的には去年の4月から、それまで訪問留置調査法で行っていたところ、郵送調査法に移行するということになりまして、それに先立ち、きょう説明させていただきます平成24年度において、調査方法の変更が調査結果に与える影響を確認し、所要の修正を行えるよう、従来の訪問留置調査に加えて、郵送調査法による試験調査を、平成24年7月から翌年3月までの9カ月間並行して実施いたしました。すなわち平成24年度事業につきましては、訪問留置調査法による本調査と郵送調査法による試験調査の2本立てになっております。

また、「2. 契約期間」につきましては、昨年度1年間でございます。

このページの下の方「II. 確保すべき質の達成状況及び評価」の「1. 業務の適切かつ確実な履行」ということについては、本調査は、調査の質を確保するために、このページの一番下の方から書いてあります①～⑪までの11項目につきまして、定期的に、多くの項

目は毎月、報告を求めることにより、調査の質の確保を担保してきたわけでございます。

報告事項は11項目あるわけですが、説明時間の制約もございますので、1つ目の「①調査世帯等問い合わせ等内容報告書」、次のページの上から2行目、「④調査状況監査結果」、「⑧調査票の審査・疑義照会の状況」の3点について、具体的にどのようなになっているのかということをご簡単に説明させていただきます。

まず、「(1) 調査世帯等からの問い合わせ等への対応」でございますが、これにつきましては、ここにもございますように、研修を受けた専任のオペレーターを3名配したフリーダイヤルを設置しております。また、対応マニュアルも作成しまして、基本的にその対応を標準化させております。

一方、具体的な対応件数が2ページの中ほどの表でございます。本調査である訪問留置調査については、昨年度合計で166件の対応をしたわけでございます。それに対しまして、郵送で行いました試験調査につきましては、172件ということで、こちらの方が対応件数が多かったという結果になっております。

ただ、この点につきましては、一昨年の7月から去年の3月にかけて試験調査を行ったわけですが、調査開始当初はどのように調査票を書いたらよいのかというような問い合わせが多かったところ、次第に減っていきました。こうした問い合わせに対して、毎月縷々説明していくことにより、件数が減っていったということでございます。

また、問い合わせの内容といたしましては、2ページ目一番下の方でございますが、訪問留置調査については、回収日時の希望とか、本当にこのような調査を実施しているのかというようなお問い合わせがありましたほか、試験調査につきましては、記入の仕方とか、返送方法についての問い合わせが多かったというところがございます。

続けて、3ページ目「(2) 調査状況の監査」でございます。

調査が適切に行われているかということの監査を、受託事業者自身が調査世帯に対して直接ヒアリングをかけております。2パラ目のあたりですが、「①調査への協力の有無」、「②調査員の訪問回収の有無」、「③調査員の対応への印象等」、「④謝礼品の提供の有無」についてヒアリングを行い、調査の適切な履行を確保したということでございます。

その数といたしましては、訪問留置調査については毎月おおむね500世帯、また試験調査については調査の最初の月に200世帯、それぞれに対して直接電話で妥当性を確認したということでございます。

この結果、基本的にはそれほど大きな問題がなかったわけなのですが、なお書きのところにございますとおり、監査時に対象世帯から、なぜ自分が調査世帯に選定されたのか説明が分かりにくかったといったような意見が酌み取られており、それについてはすぐ対応するというので、早速全調査員に対して調査世帯の選定方法について改めて再指導を行い、再発の防止に努めたというようなことでございます。

また3点目「(3) 調査票の審査・疑義照会」でございます。受託事業者の本社では回答内容の正確性を担保するために、調査票についてチェックを行っております。

具体的には1パラ目にありますとおり、訪問留置調査においては、まず調査員が調査票を回収するときに最初のチェックを行います。それから、次のチェックを事業者本社において行っております。この結果、仮に内容の不備等があった場合には、適宜確認をとる等して内容を適正化するという作業を行ってきたわけでございます。

訪問留置調査については、その数が年度合計で353件、試験調査については、それと比べるとやや多い2,658件という格好になっております。この件数は本社でチェックした分でございます。訪問留置調査については、最初の調査員が調査票をチェックする段階でかなりの部分の記入漏れ等を適正化することができたのに対して、試験調査ではそのようなことがやらない関係でやや件数が多くなっていったということでございますが、月別に御覧いただきますと、だんだんと件数が減っていております。

なお、3月とか12月とか9月とか、要は3の倍数の月に若干件数が増えておりますが、これは、6月、9月、12月と3月には調査項目自体が若干増える、特に3月は年に1回の調査項目があるということで、どうしても多くなってしまおうという傾向があるわけでございます。

次に、3ページの下の方の目標回収率でございます。本調査についての目標回収率は、訪問留置調査については各月で70%、試験調査においては年平均で50%ということで設定しておいたところでございますけれども、この下の表でございますが、訪問留置調査につきましては、全ての月で70%を超えております。平均で約75%でございます。郵送の試験調査につきましても、全体で76%ということで、目標の回収率の年50%を大きく上回る結果となったということでございます。

4ページ目、以上を踏まえまして、事業が適切に履行されたかについての評価の部分でございますが、回収率について訪問留置調査、試験調査ともに確保されるべき質として仕様書に定めた目標回収率を上回ったということが書いてございます。

「また」というところが2パラ目でございますが、定期的な報告についても遅滞なく、修正報告もなく行われている、十分な対応がとられたと評価しておるわけでございます。

次に、「III. 事業経費の状況及び評価」について説明させていただきます。下線が引いてあるところでございますが、平成24年度の実施経費は、189,000千円でございます。これを「市場化テスト」開始前の金額、その上に書いてあります204,225千円と比べますと、15,225千円削減しているという結果になっておるわけでございます。

なお、平成23年度の実施経費というのがその下に書いてございまして、170,100千円というのと比べますと、平成24年度は若干増えた格好になっているわけなのですが、平成24年度につきましては試験調査という特殊要因がある関係で若干費用が多くなっているということでございます。

また、4ページ目、下の方に「IV. 事業の実施状況」というところがございます。こちらにつきましても全体としては仕様書あるいは事業者の創意工夫に基づき適切に行われたものと評価しているわけですが、具体的に、「2. 実査準備」の「(1) 調査員の確保・

指導」から説明させていただきます。調査員の確保・指導につきましては、1調査区当たり1名、全部で336名の調査員を配置いたしまして、全調査員を対象にして訪問留置調査と試験調査とで別々に作成した調査マニュアルにより研修を実施するといったようなことで、調査の質の確保を図っているわけでございます。

また、そのページの下「(2) 調査関係用品の印刷」ですが、様々な調査に用いる用品を印刷しなければいけないわけですが、下の①から③に書かせていただいておりますのは、受託事業者の新たな創意工夫が見られた点を特記しております。例えば「①調査票」のところにつきましては、調査世帯の記入誤りが多い世帯状況について、世帯状況というのは、家族は何人ですか、働いている人は何人ですか、所得はどのぐらいですかといったようなあたりなのですが、記入誤りがやや多かったこと、また書くのも大変であったというようなこともありまして、前月調査時点から変更がある場合のみ回答することを視覚的にも誘導できるように、変更がない場合は矢印でここはもう飛んでいいですよと誘導するようにした方がいいのではないですかという提案が、受託事業者から内閣府の方へなされたところであります。

これにつきましては、その後の今年度からの調査において、過去の経験を生かしてよりよくした調査票を使うといった改善を行っております。

督促ハガキや、受託事業者あいさつ状といったものについても、民間事業者からの申し出、発案で新たな工夫がなされたということを書いてあるわけでございます。

7ページまで飛んでいただきまして、「3. 実査」の「(1) 調査の依頼及び調査票の配布」のところに表がございます。本調査では、かなり高い回収率を結果として得られたわけなのですが、時世柄そんなに簡単に行われたわけではないということございまして、調査への協力を依頼するに当たり、調査員が平均何回世帯を訪問したのかということを示したものでございますが、この上の段の訪問留置調査について申し上げますと、まず対象世帯の方に面接できるまでに、一般世帯すなわち2人以上の世帯では、平均して2.2回訪問した上でようやく協力が得られたといった結果になっております。

また、その右側の方で、面接できなかつた世帯というのも多数あるわけですが、結果として面接できなかつた世帯についても平均2.7回も訪問しております。

それでありまして、この7ページの下から4行目でございますが、転居や調査拒否などから調査世帯が減少するということは当然あるわけでございまして、それが起きたときには代替サンプルを選定したということでございます。

8ページ目の真ん中あたり「(3) 調査員における調査票の検査、照会対応等」でございますが、調査員における調査票の検査、照会の際の対応を示してございまして、先ほど訪問留置調査については調査員と事業者本社とのダブルチェックをしているということを示し上げましたが、そのときのファーストチェック、すなわち調査員によるチェックがどれぐらい行われたかということを示しております。平成24年度においては、全部で288件の要確認事項があり、これについては全て補完・訂正したところでございます。

最後、駆け足になって申しわけございません。9ページ目に、以上を踏まえまして平成24年度調査の評価を書いてございます。ざっと説明いたしますと、本調査については訪問留置調査と試験調査を並行して進めるという困難な状況であったにもかかわらず、目標回収率を上回る結果となったということでございます。基本的には評価できるということでございます。

一方、2パラ目から別途書いてございますけれども、昨年度の特異な要因でございました試験調査においては、調査票に記入漏れ、誤りが多い月が見られております。9カ月にわたる郵送調査法での調査は本調査では初めての試みであり、訪問留置調査とは違い、調査票回収時に調査員を介さないことが要因として考えられます。この点については、郵送調査法により実施する次年度開始調査、すなわち平成25年度調査におきまして、調査世帯からの質問や記入漏れ、誤りが多い箇所について記入の手引きを改訂するというを行っております、それによる効果も見ながら、必要があればさらなる処置を講じていくこととしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、本調査をよりよいものとしていきたい、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

駆け足になってしまいまして済みません。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府事務局より説明をお願いします。

説明は5分程度でお願いします。

○事務局 内閣府の評価案でございます。資料Cを御覧ください。

2ページの冒頭「2 受託事業者決定の経緯」でございますが、入札参加者は3者であり、いずれも入札参加資格を満たしていたしましたので、平成24年3月5日に開札したところ、入札金額は3者とも予定価格の範囲内であったことから、総合評価点の最も高い1者が落札者となっております。

次に、3ページ、ウのサービスの質の評価でございます。各工程の業務については、適正かつ確実に履行されており、回収率についても訪問留置調査及び試験調査とも全て目標値を達成し、試験調査においては目標値を大きく上回る回収率を達成しております。また、業務の質の確保を確認するための定期的な報告についても、遅滞や修正報告がないなど、統計精度の維持の観点からも十分な対応がとられたことから、確保されるべき質は達成されたものと評価しております。

「（2）実施経費」でございます。

平成24年度調査分を従来経費の平成24年度の経費と比較すると1,523万円、削減率で7.5%削減されており、経費の削減が図られているところでございます。

最後に評価のまとめでございます。確保されるべき質として定めた各工程の業務については、適正かつ確実に履行されており、回収率についても全て目標値を達成しております。

更に実施経費についても削減されていることから、業務は良好に実施されたものと評価しております。次期事業については、既に平成25年4月から民間競争入札による事業が実施されており、契約期間が3年間に延長されるとともに、調査方法も訪問留置調査法から郵送調査法に変更されていることもあり、平成28年度以降の事業のあり方については、平成27年に予定される次期事業評価の結果を踏まえて判断することになりますが、現時点の評価としては引き続き民間競争入札を行うことが適当と考えております。

当事業では郵送調査法による試験調査が実施されましたが、訪問留置調査法とは異なり、調査票回収時に調査員を介さないことから、調査票の記入漏れ、誤りに多い月が見られたことから、これを踏まえ、25年4月から実施中の事業では記入の手引きを改訂し、記入漏れ、誤りを防ぐ措置を講じているところでございます。

以上で内閣府の評価（案）を終わります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、本事業の実施状況及び評価（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

どうぞ。

○井熊副主査 どうも御説明ありがとうございました。業務の実施の内容とか、あと業務のフォローとかをよく行われているのではないかと思います。ただ、今後、こういう業務がきちんとした競争の中で行われているかということに対して、その可能性というか、今回3者があって1者がとって、その1者が社団法人の新情報センターだったというようなことがあって、今後、こういう事業者に対して民間事業者が十分競争し得る、あるいはこういうところに勝つ可能性というものを維持できるのか、そのためには何をしたらいいかということについて、もしお考えがあれば。

○中垣部長 平成25から27年度の3年度事業の実施要項作成の際にも当小委員会で御議論いただきましたが、その際、本調査実施事業のそれまでの経緯等について十分開示すること、要はこれまで長年行ってきた調査ですので、何がどのように行われているのかということをも十分に開示することとの御指導をいただき、特に我々としても留意いたしました。その結果、現行の平成25から27年度の調査では4者から応札がありました。これまでも、平成22年度4者、平成23年度4者、平成24年度3者と、毎年複数者からの応札があり、かつそれぞれに創意工夫を盛り込んだ提案書を提出してきているところでございます。

○井熊副主査 これはずっとここが勝っているのですか。

○中垣部長 平成20年度には社団法人中央調査社が落札しておりますが、それ以降は、結果といたしましては、新情報センターが落札しているということでございます。

○井熊副主査 ここが固定化したイメージを与えないようなメッセージというのが必要ですね。

○中垣部長 平成27年度までの3年間は新情報センターとの契約ということになりますが、その後の平成28年度からについては、改めて入札等を行うということになるかと思っております。

○石堂主査 ちなみに、新情報センターというのは事業の規模が1億8,900万というのはごく一部なのですか。ほかのこともいろいろやっているのですか。

○中垣部長 調査ですか。

○石堂主査 この新情報センター。

○石堂主査 予算規模はどのぐらいなのですか。

○中垣部長 予算規模は今ここに持ちあわせていません。

○石堂主査 要するに固定化の話と一緒に、新情報センターがこの仕事しかほとんどやっていないのなら、ここから落ちたらもう従業員が路頭に迷う話になるからという、そんなことはないのですね。

○中垣部長 ございません。

○石堂主査 私から1点。景気統計部さんの資料の中で郵送調査法の試行をやりましたね。所要の修正を行えるようにそれをやったと書いてあるのですけれども、その所要の修正というのは記入の手引きの改訂だけだったのですかという。

○中垣部長 記入の手引きを改訂しましたし、併せて調査票自体も改訂しております。

○石堂主査 大分変えたのですか。

○中垣部長 適正な答えが得られるように改訂いたしました。

○石堂主査 それはなぜ書かなかったのですか。要するに所要の修正を行えるように試行したと書いてあって、やったことの方には記入の手引を改訂しており、それによる効果を見ながら必要に応じさらなる対策を講じると書いています。

○中垣部長 民間事業者から提案のあった部分についてはここに書かせていただいたのですが、その調査票の様式の見直し等については、試験調査の回答結果も見まして、別途我々の方で有識者の研究会なども設けて検討した結果でございますので、その点については当資料には書かなかったということでございます。

○石堂主査 分かりました。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○中垣部長 引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

（内閣府関係者退室）

（総務省関係者入室）

○石堂主査 それでは、総務省の「サービス産業動向調査」の契約変更及び事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に契約変更の内容について、総務省統計局統計調査部経済統計課栗田課長より御説

明をお願いしたいと思います。

なお、説明は5分程度でお願いしたいと思います。

○栗田課長 総務省統計局経済統計課の栗田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は2件説明させていただくということで、初めにサービス産業動向調査について、調査の創設からの大まかな経緯を簡単に御説明させていただければと思います。

サービス産業動向調査につきましては、我が国のGDPの約7割を占めますサービス産業の動向を把握する統計調査を充実させたいという目的を持ちまして、平成20年度に創設をされました、まだ年若い調査でございます。調査の創設の当初から、民間事業者に委託をして事業を実施しておりました。今般「市場化テスト」に参入しましたけれども、その前にも複数年の契約で、一般競争入札総合評価方式で調達を行っておりましたが、更なる透明性の確保ですとか、効率的な事業の実施を目指したいということもございまして、「市場化テスト」に参入させていただいたという経緯がございます。

「市場化テスト」で事業を実施した今期からは、平成25年1月でございますけれども、調査の見直しも図りまして、引き続き充実を図っているというところでございます。具体的には、毎月の月次調査というものに加えて、もう少しサンプルを増やしまして、詳細な事項を調査する年1回の拡大調査というものを実施するといったような見直しを行ったというところでございます。そういう調査の充実を図っていく中で、事業の一部変更があったので契約の変更をしたいということでございます。

資料4ですけれども、まず、契約変更の経緯でございますが、我々の今期の事業の契約期間、平成24年8月から27年の3月までということでございますが、今申し上げました毎月の月次調査に加えまして、年1回、6月の末日時点で拡大調査を実施するということとなっております。これは初めての実施は平成25年ということだったのでございますけれども、こちらの調査では企業と事業所を対象にして、売上高などの報告を求めるという形にしております。

ただ、一方、同じ私どもの総務省の方で別の調査を実施しておるのですが、具体的には平成26年7月1日現在で、全ての企業及び事業所を対象とした「経済センサス-基礎調査」というものが予定されているということでございまして、前回の21年には調査事項としていなかった年間売上高の報告を新たに求めることとされたということでございます。このことは、平成25年6月の統計委員会の答申で決められました。

そうしますと、我が方で調査をしております年間売上高と、基礎調査の方で新たにとることになりました年間売上高重なってしまうということになりまして、こういった重複を排除するという趣旨から、実施要項で定めている委託内容の変更に係る規定に基づきまして、民間事業者の承認も得た上で規約を変更したいということでございます。

具体的な変更の内容でございますが、2のところイメージを書いてございますので、そちらも御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

まず、月次調査につきましては、特に変更なくそのまま行うということでございます。拡大調査につきましては、まず企業の調査につきましては、基礎調査にない調査項目、すなわち事業活動別の売上高・事業従事者数、地域別の売上高といった項目があるので、もともとの予定どおり実施したいということでございますが、ただ、時期が基礎調査の7月1日というところと非常に近接しておりますので、輻輳による混乱を避けるために、実施時期を3カ月ほど後ろ倒しに変更したいということでございます。

右にお移りいただきまして、事業所調査でございますが、こちらは今般基礎調査の方で年間売上高をとることになりまして、調査事項がほぼ全て重複するということになりました。したがって、事業所調査の方は26年をとりやめるということで、基礎調査のデータを使って利用者の利便性を図るという形にさせていただきたいということでございます。

こういった方針の変更に伴いまして、契約の変更額でございますけれども、まず、企業等調査につきましては、時期が変更になるだけでございますので、こちらの金額は変更ございません。事業所調査の方につきましては、調査をとりやめるということでございますので、当該業務に相当する金額が減額されるということとなっております。

契約金額としましては、変更前が10億9,200万、変更後が10億2,900万程度ということで、減額としましては6,218万ということになっております。

なお、民間事業者とは私ども十分に時間をかけて相談いたしまして、契約を変更する額については合意済みでございます。

説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何かございますか。

これは経済センサス基礎調査というのは、やはり総務省で1つの事業として実施するわけですね。これは聞き漏らしたのか、何年間に1回ずつやるのか。

○栗田課長 5年に2回経済センサスという全数調査を実施しておりまして、2種類、基礎調査と活動調査というものがございます。活動調査の方が調査事項は多くなっています。

○石堂主査 そういう意味では、本事業をやっている、この時期の中にそのセンサスが来てしまうなということは分からなかったのですかという趣旨なのです。

○栗田課長 基礎調査で年間売上高という重複する調査項目をとることが決まりましたのが平成25年6月の統計委員会の答申でして、我々の事業は平成24年8月から実施しておりますので、その当時はまだ想定し得なかったということでございます。

○石堂主査 分かりました。何かございますか。

どうぞ。

○宮崎専門委員 結果として参加者が1者入札になってしまっていることと、あとは目標回収率が下回っているということで、書きぶりとして最終的な評価は初回だったので設定が高かったのではないかという結論にはなっているのです。この下回った回収率で統計上サンプル数として十分なのかとか、統計上有意な結果が得られているのかという観点から

は、下回った状況でも特に問題がないという御認識なのか、したがって問題がない範囲なので来年の事業以降は目標率を見直しますということなのか、あるいは本当はもう少しサンプル数が高くなければならないのであれば、やり方であるとか、もっと業者さんが参加できるようにという競争性の確保を今後もっと検討していくという評価があるべきなのかということで、回収率に関して少し伺いたいと思います。

○栗田課長 回収率等につきまして、今、お答えした方がよろしいですか。

○石堂主査 あとの「評価」の場面でやりましょうか。では、保留にさせていただいて、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本契約変更についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本件につきましては本日の審議を踏まえ、主査である私の方から監理委員会に報告させていただきます。

それでは、引き続きまして、同じく「サービス産業動向調査」の事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に事業の実施状況につきまして総務省より御説明をお願いします。

時間は10分ぐらいでお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○栗田課長 引き続きまして、サービス産業動向調査の実施状況につきまして、資料5をもとに御説明させていただければと思います。

1 ページ目から順に御紹介させていただきますが、まず、事業の概要としましては、事業の内容は、調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務ということで、一連の業務を包括して委託に出しております。

契約期間は平成24年8月22日から平成27年3月31日までの2年8カ月間。

調査の期間としましては、毎月行います月次調査につきましては25年1月から平成26年12月までの2年間、24カ月分の調査。拡大調査、すなわち年1回の年次調査につきましては、平成25年と26年の2カ年の調査ということでございまして、受託者は株式会社インテージリサーチ及び株式会社サーベイリサーチセンターの共同企業体となっております。

続きまして、「確保されるべき質の達成状況」でございしますが、まず、先ほど御質問がありました回収率でございすけれども、目標回収率の達成状況としましては、まず月次調査の部分でございすけれども、表を掲げてございすが、結論から申し上げますと、平成25年1月調査から、今公表して回収状況が分かっている10月調査までのいずれの月も実施要項に定めた目標回収率55%を下回っているという状況でございす。

確報値につきましても、1月調査から7月調査までのものが今公表されておりますが、いずれの月も目標回収率70%を下回っているという状況でございす。年次調査でございすが、こちらが初めて実施したということでございすが、平成25年の回収率は、目標

回収率70%をやはり達成できていないという状況になっております。

「目標回収率を達成するために講じた策」でございますが、電話やはがきによる督促といたったものをさせていただきました。総務省及び民間事業者は調査票の回収状況を共有しまして、回収率の向上策について議論を重ねながら督促を行っております。具体的には調査の開始当初の25年1月～3月におきましては、調査の認知を図る観点からなるべく広い客体に督促を実施したところでございます。といたしますのが、調査客体が今回全部交代ということでしたので、まず認知が余り図られていなかったというところでございます。

ある程度提出が定着してきた4月以降には、提出が遅れている、または余り御協力がいただけない調査客体の方に督促を集中しまして、効果と効率性を高めてまいりました。このことによりまして、平成24年調査までの従来実績と督促件数を比べますと、今期事業の10月時点の平均では、1万4,000件を超えるということで若干多いのですけれども、残りの期間には標本交代などは予定しておりませんので、事業全体の期間としては従来と同数程度となる見込みでございます。

拡大調査につきましては、月次調査も対象となっている客体というのがいらっしゃいますので、そちらと合わせて督促をして効率性を高めるといった工夫をさせていただきました。

これらの督促で回収率向上に一定の効果が上がったと思っております。また、総務省が客体の方に直接電話をかけて聞き取りを行うといったこともやっております、督促を実施した調査客体の中で、事業者から調査票の記入を軽視するような発言など問題は特段見受けられなかったところでございます。

続きまして、②の「調査員による督促」でございますが、基本的に見直しをした後の調査につきまして、郵送で調査を行うということを原則としておりますが、事業従事者が10人未満の事業所につきましては、最初、四半期に一度は調査員で調査票回収を実施するという予定でおりました。その後、回収状況を考えまして事業者の方から改善提案がなされまして、①事業従事者30人未満の事業所まで対象を拡大する、②回収月も、当初3回を予定していたのですけれども、6回に増やし、調査員の活動範囲を広域化しましょうという提案がなされております。また、③複数月未提出の調査客体を重点的に対象として選定して督促をかけるといったような工夫をしております、こういった創意工夫により一定の効果が上がっているのではないかと考えておるところでございます。

3ページの上に、実際に行った督促活動の回数等が掲げられております。

③の「その他の活動」でございますが、まず納品の回数なのですけれども、月次の調査におきましては、原則3回納品をしていたのですが、回収状況が余り思わしくないということを受けまして民間事業者と協議をいたしまして、3回目の後に4回目の納品日というもの設けることといたしました。これによりまして新しく毎月500程度の調査票を速報の回収率に反映させることができるようになりました。

また、オンライン調査も推進しておりますのですが、従来は調査の開始のときだけに案内を

送付していたのですけれども、こちらにも改善提案をいただきまして、企業の客体全ての方に対して平成25年10月から11月にかけて改めてオンライン調査の案内をするとともに、従来は希望者だけに配付していたIDやパスワードを全ての方に配付して、手続の簡素化をし、オンライン調査への移行を促進しているところでございます。そのほかにも民間事業者の改善提案によりまして、電話督促のときに、いつまでに調査票を提出してもらえるかというところまで具体的に聞いたり、はがきの文言を工夫したり、調査票を見やすい文字へ大きく変更したり、調査票自体に提出期限をきちんと明示するといったような見直しを行っておりまして、客体の負担軽減や提出意識の向上を図っております。

続きまして、「照会対応」の方でございますが、民間事業者は照会専用のフリーダイヤルや、メールアドレスを設置しまして、研修もきちんと行っており、総務省が貸与したマニュアルを利用した研修を受講しております。ロールプレイングなどを実施して、事業開始後ケーススタディを適宜実施してスキルアップを図っているということで、業務の質の維持に努めております。

民間事業者に寄せられた主な照会の内容は、調査票の記入の仕方、オンライン調査関係、総務省の調査であることなどの確認であります。

総務省からも民間事業者に名乗らずに電話をしまして、調査に対するさまざまな質問を投げかけて、照会対応が適当なのかといったところを確認しておりますが、問題のある対応は特に認められていないところであります。

照会の対応件数につきましては、下の表に掲げてございます。

3番目の「確実な業務の実施」でございますが、民間事業者はきちんと総務省に報告をするという行為もしておりますし、新たな改善提案、今までに御紹介してきましたが、そういったものも行って意見交換をして、我々総務省と協議の上業務を進めております。それから、日々の報告というものをきちんとしているというところで、あらかじめ定めたスケジュールに沿って確実に業務を実施していると考えております。

続きまして、「実施経費の状況」でございます。冒頭に申し上げましたが、我々の調査は、開始当初から一般競争入札の総合評価落札方式で民間委託を行っているところでございます。今期事業の契約金額を前期事業の比較できる部分、すなわち「市場化テスト」開始前の郵送調査の部分で調査年1年分と比べますと、削減額が1,434万円で3.9%の経費が削減されたということが確認できております。

こういった状況を踏まえまして、「事業の実施状況の評価」ということでございますが、まず、目標回収率が達成できていないという状況でございます。ただし、調査票の提出状況に応じた督促活動の工夫ですとか、調査員の活動範囲の拡大、納品回数の増加といった目標回収率の達成に向けた民間事業者の活動といったものは一定の効果を挙げていると考えております。照会対応業務につきましても適正に実施されているということは評価できると考えております。

また、民間事業者の方からは調査員の活動範囲の拡大のほか、架電督促時のトークスク

リプトの見直し、客体を意識した調査票の作成、オンライン登録手続の簡素化といった積極的な改善提案が出されているということで、積極的に評価したいと思っております。

実施経費につきましては、先ほど御紹介しましたとおり、調査内容は調査事項を追加したりですとか、企業等調査の導入をしたといった充実を図っているにもかかわらず、1調査年で1,434万程度削減されているということで評価できるものだと考えております。

問題となります「目標回収率の検討」でございますが、今回の回収率につきましては、大幅な調査の見直しによるものでなかなか回収率が達成できなかったと我々は判断をしているところであります。見直しの中身としましては、需要の動向、すなわち売上高だけではなくて、例えば契約者数とか、施設の利用者数といったいろいろなサービスによってとるものは違うのですけれども、そういった需要の動向に関する調査項目の追加や、事業活動別の売上高を把握する企業等調査の導入といった変更を行ったということで、記入者の負担がやはり増えているのかなというところです。

また、全ての調査客体を新規に選定、すなわち、従来ですと毎年1.5万ずつサンプル交代をしていたのですけれども、今回は事業の開始のときに3.9万、一斉に交代をしたということで、継続の客体と比べてやはり新たな客体というのは調査そのものに対する認知度が低いので、御協力いただくための活動というのが必要だったと考えられます。

さらに、原則郵送調査に変更したことで、従前調査員調査の対象でありました、特に小規模、事業者規模の小さい事業所がなかなか協力を得ることが難しかったという事情もございます。

そういった影響を見直しの前に定量的に予測するということが難しかったということがございまして、今期事業の設定のときには、見直し前の調査の実績をもとに回収率の目標を設定しておったのですけれども、今般なかなか回収率が達成できなかったということでございますので、目標回収率の見直しが必要だと考えているところでございます。

ただ、今回調査を見直したことによりまして、統計の精度は改善していると考えております。と申しますのは、調査の対象となる分野の売上高の合計のうち、調査の回答客体の売上高の合計が全体の何パーセントを占めるのか、これを調査の売上高のカバー率として調査見直しの前後で変化をみますと、見直し前の24年1月の月次調査では17.2%だったものが、見直し後の25年1月には29.1%まで上昇しております。また、拡大調査については対象分野が若干異なり、単純な比較はできませんので参考までご紹介しますと、こちらも27.2%と、見直し前の月次調査より数値は高くなっています。このように、調査の精度は向上しているので、目標回収率は達成できていないのですけれども、今、設定している目標よりは若干低くても我々が求めている結果というものは得られるのではないかと考えているところでございます。

4ページ目にお戻りいただきまして、一番下の「次期事業の方針」のところでございますが、我々の結論としましては、目標回収率は達成できていませんけれども、その要因は調査の見直しによるものと考えられるとともに、業務は確実に実施をされているというこ

とでございますので、次期事業につきましては、今期事業の回収率の実績がある程度得られたということを契機としまして、統計精度も踏まえつつ、目標回収率を見直した上で引き続き「市場化テスト」に基づく民間競争入札による調査事業を実施することとしたいと考えております。

説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

では、続きまして、同事業の評価（案）につきまして、内閣府より説明をお願いします。説明は5分程度で。

○事務局 内閣府の事業評価（案）でございます。

資料Eを御覧ください。

2ページの冒頭の「2 受託事業者決定の経緯」でございますが、入札参加者は1者であり、入札参加資格を満たしていたため、平成24年8月22日に改札したところ、入札金額は予定価格の範囲内であったことから、当該入札参加者が落札者となっております。

次に、3ページのエのサービスの質の評価でございますが、民間事業者はスケジュールに沿った確実な業務実施しており、また照会対応業務についても業務開始前のロールプレイング、開始後の担当者間での照会内容の共有などの業務の工夫をし、適正に実施したことは評価できるとしております。

しかしながら、回収率については、民間事業者より積極的な改善提案、調査員の活動範囲の拡大や架電督促時のトークスクリプトの見直し等があって一定の効果を上げていることは評価できるものの、確保されるべき質として設定した目標については、全て達成することができなかったということで、この辺は検討する余地があるものと考えております。

民間事業者への確実な業務の実施や、積極的な業務改善提案にもかかわらず、目標回収率を達成できなかった要因としては、平成25年より調査を大幅に見直し、調査項目の追加や企業等調査の導入を行ったこと。例年より大幅な標本交代となったことから、調査の認知の時間を要したこと。従来は調査員調査を行っていた事業従事者数10人未満の事業者についても、今回調査より原則として郵送調査となったこと等の影響によるものと思われるが、市場化実施1期目ということもあり、その影響をうまく反映できず、当初の目標値が高かったものと考えております。

次に（2）の実施経費でございます。

従来調査に相当する月次調査の実施経費（平成25年調査）でございますが、それを従来経費の平成24年調査と比較すると約1,434万円、削減率にして3.9%が削減され、経費の削減効果は図られております。

最後に、評価のまとめでございます。確保されるべき質として定められたスケジュールに沿った確実な業務の実施、総務省が貸与するマニュアルに沿っての問い合わせや苦情等の照会対応については、確実に実施され、民間事業者の改善提案により一定の効果はあったものと評価しております。

また、実施経費の削減についても1,434万円、3.9%の経費が削減されていることから評価しております。しかしながら、回収率については、設定した目標値が全て達成できておらず、その要因として大幅な調査の見直しの影響が考えられるが、市場化実施1期目ということもあり、その影響をうまく反映できず、当初の目標値が高かったものと考えているところです。

これらを踏まえると、今回の実績を踏まえて、次期事業の実施に当たっては、以下の事項について見直し、検討を行った上で、引き続き民間競争入札を実施することが適切であると考えております。

2点挙げておまして、1つ目としては、調査客体数や調査項目等を勘案し、実績も踏まえて適正な目標値について検討し設定すること。

2つ目としては、本調査は、1者応札であったことから、次期事業については競争性の確保に向けて、複数応札が実現できるよう努めることの2点を挙げております。

以上が内閣府の評価でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、事業の実施状況及び評価について質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

まず、宮崎先生の先ほどの回収率の件を。

○栗田課長 入札のときの状況で、結果として1者応札だったという点でございますけれども、こちらは入札の説明会の方には、落札事業者のほかに4者ほど事業者が来ておったということでございます。実際に応札をしてくれなかった理由というのも一部の事業者の方にヒアリングしておまして、同じ時期に他にやりたい事業があったということでこちらの方には今回は参加しませんでしたということでございます。

そういった意味で関心を持っている事業者というのは複数いるということと、今までも民間に委託をしておりましたけれども、厳密にいきますと調査の見直しの前の1年間、切りかえのタイミングで1年だけ一部の調査業務を委託に出していたときがあるのですが、そのときだけは1者のところがあったのですけれども、それ以外のときにはみな複数者参入しておりますので、事業者がいらないということではなく、我々の方で更なる競争性の確保はしてまいりますけれども、今のスキームでも複数の事業者が入ってきていただける環境はあると思っております。

目標回収率が達成できなかったということですが、創設間もない年若い調査でかつ調査の見直しもした後のタイミングで「市場化テスト」に参入させていただいたところによるものが大きいのかなと思っております。

繰り返しの説明になってしまいますが、例えば評価書のところの我々の資料ですと資料5の4ページの目標回収率の先頭のところでございますけれども、大幅な調査の見直しの中身を3点ほど掲げておりますが、記入者の負担が結果的に重かったからということで、先ほど御紹介した需要の動向というものも単純に増えるか減るかというもので、負担

がそれほど大きくなるものではないのかなと我々は考えておったというところと、企業の売上高を記入するというものを新たに導入したわけですが、今まで事業所にそれぞれ聞いていたのですが、企業の方は傘下に持っている事業所分を合算したものを我々の方に報告するというところで、そこは企業の方の負担というのは我々が思っていたよりもあったのかなというところでございまして、そこは実施してみないとなかなかよく分からなかったというところでございます。

2番目の変更事項、全ての調査客体の新規選定といったところでございますが、毎年今までもサンプル交代をした後は、当初は何カ月か回収率は下がるという実績がありましたので、そのところは回収率のレベルは大丈夫かという検討はしたようなのですけれども、別途、総務省のホームページや広報誌、業界団体の会員誌などにきちんと広報活動を行おうということで、我々の方で協力依頼活動をきちんと行うことによりカバーできるのではないかと考えていたというところと、あと民間事業者の創意工夫も生かし一緒になって考えていきたいと思ひまして、積極的にある程度の回収率を確保したいと考えていたものでございます。

調査員調査が廃止になって原則郵送調査への変更になったというところも、四半期に一度は調査員による督促回収をすることによってカバーできるかなと当初は見込んでおったのですが、結論からいいますと、なかなか小規模の事業所は、原則郵送ということになりますと、我々が当初予定していたよりも回収は厳しかったというところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、統計精度としてはかなり向上することは確認できましたので、回収率は今期と同じものを維持しなくても結果的には大丈夫であろうと判断しております。

以上です。

○石堂主査 よろしいですか。

○宮崎専門委員 はい。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。ただ、これは目標を達成できなかったということに関してどう措置するかというのはちゃんとロジカルにやらないといけないなど。普通は入札で要求水準が出されて、その要求水準を達成しなかったものがよかったとなれば、それは要求水準の変更に当たってしまって、落札者の方から訴訟される可能性がありますね。ですから、やはりそれに関しては、まず今回はなぜこうなったのかということとちゃんと事情を説明した上で、次をどうするかということに関してはちゃんと論理だった説明が必要かなと。まずは次回入札に関しては、今回これだけのことをやったら、これだけの回収率だったというインプットとアウトプットの情報を次の応札者に対してできるだけ開示しないとけない。要するにこれだけのことをやればペナルティはないのだということがありますし、その上で、プラスαの提案を評価していくようなことをしていく。

今回やっていく場合に、総務省さんの中で目標をどう設定するのかと。例えば70%を維持するというところもあると思うのですけれども、その場合、それは長期的な目標であると

いうことであれば、昨年度はインプットとアウトプットの関係はこうで、それを次にプラスアルファするときにはこういうことをやるという提案をしている事業者を認めるとか、そういう目標と現状の乖離を結びつけるロジックをちゃんとつくって、それで事業者に説明していくというようにしていかないといけないのかなと思いますので、入札において目標というのはある意味、建物をつくるスペックと一緒にあるので、それが達成できなかったことに関しては、ちゃんとした説明性をつくっていかないとあとあと問題が起こったりする可能性もあるので、それは今のがもし参考になるか分かりませんが、ロジカルな進め方をされないといけないなと思います。

○石堂主査 今の点は、いずれ評価の報告を監理委員会に入れるわけですが、そのときまでに今のできている評価（案）に、それについての何かコメントを若干追加しますか。確かに私もどちらかというところ初めてだったから目標が高かったのだろうということを見ていたのですが、今の井熊先生の御意見を聞くと、確かに達成できなかったことに対して、受けた業者の責任は全く問われないと、それでいいのかとほかの業者から指摘があったときにつらい立場かもしれないですね。だから、今回はこうであり、それに対してこういう対策を打って次回からはこうやるというようなことを単に次は目標値を精査して立てますというだけではなくて、今回達成できなかったことについてどういうふうと考えて、いわば外からの行為に対してどういうふうに物が言えるのかということです。評価の中に盛り込んだ方がいいような気がしますね。

○井熊副主査 今回たまたま1者だったのでクレームはないのですが、複数者あって負けたところがあると、それをそういうふうに柔軟解釈してくれるのだったら、我々の価格はもっと安く入れられたのだというクレームが出るわけですね。そういうふうになると、入札はそのリスクがあるわけですから、達成できなかったとそれを受け入れるのであれば、そのロジックをちゃんとつくらないといけない。

○石堂主査 今回一者だったけれども、目標を達成できなくてもこの案件についてはいいのだと、ほかの業者にとられるのも本当はまずいですね。そこを若干補った評価にしておいた方が。

どうぞ。

○関根専門委員 ここが入札して落札したときの状況がどうであったかよく分からないのですが、それより前に行っていた方法と変更したとのことですので、そうすると、入札し落札した業者の方はどういう条件で70%という目標が達成できると見ていたのかということも逆に問題になる可能性があると思います。業者に対して厳しくするというのも当然しなければいけないことですが、反面、こちらの準備に起因する部分もあるので、その開示がどうだったかも確認する必要があると思います。過去がどうであったかということになりますけれども、先程もありましたように、今後のことも考え、ほかの観点から見ても、両方を公正に見ておかなければならないと思います。

○石堂主査 やはり今回は全部未達成だったということが問題です。こちらは達成した

けれども、こちらはちょっとというのとは違うので。

○栗田課長 双方向からの多面的な御指摘、大変ありがとうございます。目標回収率が達成できなかったということについては非常に重く受けとめております。我々の方で調査の見直し、充実を図ったということに伴う影響というのをきちんと予測できていなかったところを大きく我々として受けとめているということと、民間事業者の方は、実際に当初回収状況が悪いところを見まして督促の体制をかなり組んだりですとか、マンパワーの要員を増やしたりですとか、できる限りの対応をしてくれたと、あと改善提案もいろいろ出してくれたということを考えました。

あと、実施要項の中には、回収率を達成しなかったらすぐどうするというような具体的な規定が、恐らく我々の統計事業だけでなく、ほかの事業もそういうものが多いのではないかなと思うのですけれども、そこまで書いていないといったいろいろな事情を総合勘案しまして、今回につきましては民間事業者の努力と我々の調査の充実の過渡期であるということをもちまして、そこまでの極端といいますか、厳しく民間事業者に対する形のことを行わないのが適当ではないかと考えておるところでございます。

○石堂主査 そうすると、我々の指摘したような心配、この結果から見るとそういう心配もある中で、おっしゃったようにいろんな提案も入れて精いっぱい努力したこと、実質的には受け手の話とか入れて、今回の結果をやむなしと見ているというような結論にいくというようなことですかね。これは仕方がなかったのですというだけでは不十分というところかなと。

○栗田課長 少し評価書の中で言葉を書き足していただいた方がよろしいという御指摘でしょうか。

○井熊副主査 先ほど申し上げたような今回やったインプットとアウトプットのこときちんと情報公開していくということが、次の競争性を上げるということの基盤にもなると思うので、そこは起きてしまったことは仕方がないので、そういうプラスになるような形で展開をしていくということが重要になると思います。

○栗田課長 情報公開という点に関して申し上げます、副主査の御指摘にお答えしますが、実施要項の添付資料となる情報開示の中で、本件の事業の督促ですとかそういったものの効果などを、今回の評価の中にも入っておりますけれども、なるべく分かりやすい形で入れ込みたいと思っております。

○石堂主査 そうすると、今のは評価の表現を変えますか。

○事務局 総務省と調整いたします。

○石堂主査 その結果を各委員の方に知らせてください。お願いします。

あと1点、文言の確認みたいなことなのですが、総務省さんの資料と内閣府の資料を両方見ていくと、速報と確報という言葉が使われますね。速報の方は3ページに総務省さんの方で翌々月15と書いてあって、内閣府さんの方にそのほかに5カ月後の納品までという表現が出ていて、これが確報という理解でいいのですか。そうすると、5カ月後以

降に来たのは、もう納品そのものを受けつけない。

○栗田課長 もう回収はしません。

○山形課長補佐 もう打ち切りますので。

○石堂主査 そこで打ち切るのですか。

○栗田課長 確報で最後になりますので、それ以降はもう回収させてくださいとお願いも
しませんし、数値もそれ以降は変わりません。

○石堂主査 もう5カ月で終わりだということですね。

○事務局 その文言は総務省の方と合わせて、分かりやすい方に修正したいと思います。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 評価の書きぶりは総務省と調整し、委員の方に御確認いただきたいと思います。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理
委員会の方に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。